現行の循環型社会推進計画において主に取り組んできたこと

資料４

１．リデュース・リユースの推進

・府有施設の維持管理方法を定めた「施設管理者のための建築物の点検の手引き」による点検

　の実施により明らかになった不具合箇所に適切な補修・改修を行うことで長期的に活用

・木質バイオマス利用施設等整備に対する支援等、事業費の一部支援

・ホームページ「おおさかリサイクル情報」により、リデュース、リユース、リサイクルの

情報を発信

・家庭ごみの有料化の促進に関する情報を市町村に提供

・産業廃棄物の多量排出事業者制度に基づく処理計画書の公表及び処理実績を踏まえた事業者

　への助言を実施

　　　　　　　　　　　　　　　　等

２．リサイクルの推進

・府内で発生する循環資源(廃棄物)を素材として使用した再生品について認定する、大阪府リサイクル製品認定制度を運用。認定製品は、平成２６年度末で２７６製品

・上水汚泥は、園芸用土等として活用される割合が年々増加（平成２５年度有効利用率７４％

　（大阪府広域水道企業団））。また、府市町村の公共工事で建築資材として積極的な利用を行

　うよう、その特性について公共工事担当者向けに説明

・市町村の分別区分に沿って適切に排出する意識が府民に定着

　（府民の９割以上が資源物を分別排出）

・建設系廃棄物の再生利用率は上昇傾向

 　　　　　　　　　　　　　　等

３．リサイクルの質の確保と向上

　・さらなるリサイクルの質の確保と向上に向け「大阪府リサイクル製品認定制度」のあり方を

　　検討した。

　・大阪府の土木工事において、再生骨材コンクリート（Ｍ、Ｌ）を使用できるよう、土木工事

　　共通仕様書附則（案）を改訂

　　　　等

４．適正処理の推進

・産業廃棄物の不適正処理の件数は、パトロールによる監視・指導など警察等との連携により、

　年々減少傾向

・産業廃棄物の排出事業者向けの説明会を開催。毎回多数の事業所参加があり、小規模事業者に対する指導に有効

・災害時、緊急時の協力体制を、市町村、関西広域連合、業界団体との間で構築、維持

・これまでのフェニックスへの搬入実績等を踏まえ、受入終了予定を平成３３年度から平成３９年度に延伸

　　　　　　　　　　　等